

十日町市立松代小学校いじめ防止基本方針【改訂版】

十日町市立松代小学校

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定及び、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県条例第59号以下「条例」という。）に基づき、「十日町市立松代小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法」第2条より）

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が該当行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものと定義する。（「条例」第2条より）

※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為も含む。

③ 基本理念

国や新潟県の基本理念に則る。

○全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにいじめを未然に防止することを旨とする。

○全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めること旨として対策を行う。

○いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

④ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

⑤ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組を定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

- ⑤ 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校職員の共通理解を図り、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識とコミュニケーション能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、各教育活動との関連を図りながら道徳教育と人権教育、同和教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査
生活アンケート … 4月、5月、7月、9月、10月、12月、1月、2月、3月
Q-U … 6月、11月 WEBQ-U (全校)
学校評価 … 7月、12月
- ・ 児童(生徒)対象の教育相談を通じた調査(6月、11月、随時)

イ いじめ相談体制

- ・ 児童(生徒)及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター相談員と連携を図る。

ウ いじめの防止等のための対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織(以下「組織」という。)として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

② 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育部、養護教諭、該当担任のほか、スクールカウンセラー、市教育センター職員など、必要に応じて外部関係者。

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 取組

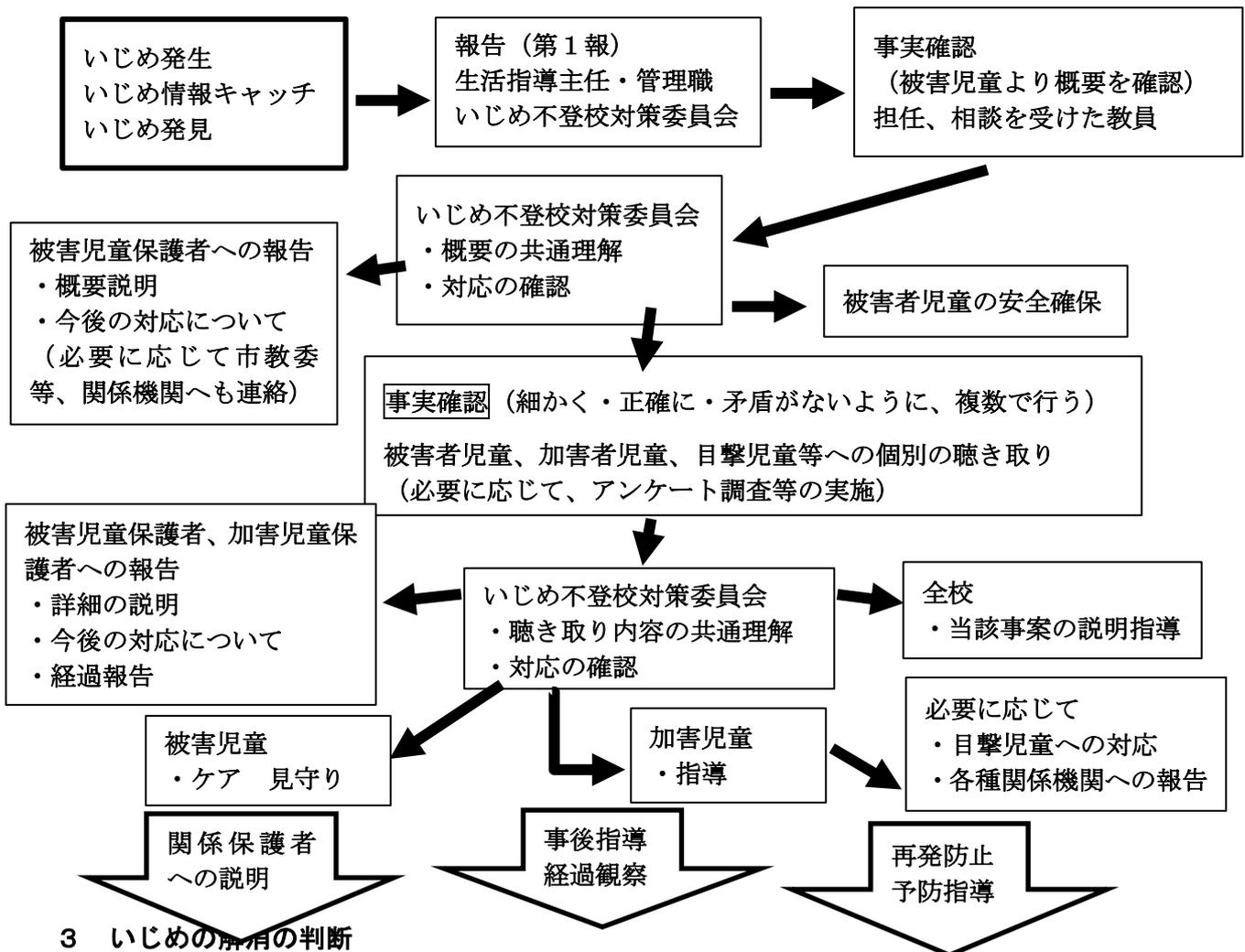
- ・ いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ・ いじめの未然防止に関すること。(情報モラル教育の実施等)
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。

- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 週1回の職員終会や職員会議を情報交換の機会として利用するほか、年4回、計画的に「児童を語る会」を開催する。また、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に保護し見守る。また、必要に応じ別室の確保や専門機関等からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に連絡、家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない心と態度を育む指導とその保護者への助言と学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者にいじめに関する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を共有し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

<フロー図>



3 いじめの解消の判断

いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して注視する。

(2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等を想定する。）

② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）

③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組 (児童理解・研修)	児童対象	保護者・地域住民 対象
4	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○年間の目標と計画づくり ○小中一貫教育の推進 (通年) ○児童の情報交換 (校内) ○児童(生徒)の情報交換 (小中) ○児童を語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級等組織とルールづくり ○心の健康チェック ○小中一貫教育の活動の充実、あいさつ運動、異学年交流 (通年) ○一年生を迎える会 ○地域児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロ県民運動 (通年) ○学習参観・PTA総会 ○いじめ防止対策の説明と広報 ○中学校と連携した小中一貫教育の推進 (通年) ○あいさつ運動 (通年)
5	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 ○心の健康チェック 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会への参加・協力 ○家庭確認
6	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○Q-U検査 ○教育相談 ○情報モラル学習 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価 (前期) ○児童を語る会 ○児童(生徒)の情報交換 (小中) 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期のふり返り ○松代っ子夏祭り ○地域児童会 ○心の健康チェック ○児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA 全体会 ○学級懇談会 ○個別懇談 ○観音まつりパトロール ○学校評価アンケート
8	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導研修 ○同和教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域での活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ体操の運営
9	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○心の健康チェック ○親善陸上大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習参観 ○給食試食会 (1年生)
10	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導研修 ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○ウォークラリー ○文化祭 ○心の健康チェック ○郡市音楽交歓会 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化祭
11	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 ○教育相談 ○児童を語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○マラソン大会 ○Q-U検査 ○教育相談 ○人権強調旬間 (いじめ見逃し0スクール集会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃し0スクール集会 ○学習参観 (人権教育) ○学級懇談会
12	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価 (後期) ○生徒指導研修 ○児童の情報交換 ○地域児童会 ○児童(生徒)の情報交換 (小中) 	<ul style="list-style-type: none"> ○年末お楽しみ会 ○地域児童会 ○心の健康チェック ○児童アンケート ○2学期のふり返り 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談 ○学校評価アンケート
1	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康チェック 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康チェック ○卒業・進級に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会
3	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 ○児童を語る会 ○児童(生徒)の情報交換 (小中) ○地域児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康チェック ○地域児童会 ○六年生を送る会 ○年度のふり返り ○卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式